

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【公開番号】特開2019-92964(P2019-92964A)

【公開日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【年通号数】公開・登録公報2019-023

【出願番号】特願2017-226411(P2017-226411)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月22日(2019.11.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

遊技機における制御基板は、不正対策の観点から実装部品の確認が容易であることが求められる。また、遊技機は、不正対策の観点から制御基板をケースに収容するため、制御基板上の部品の確認が容易でない場合があった。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

1つの側面では、本発明は、部品の確認容易性を向上する遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記目的を達成するために、以下に示すような、遊技機が提供される。遊技機は、集積回路とコネクタを実装する制御基板と、部品実装面を視認可能にして制御基板を収容する収容ケースと、を備える。収容ケースは、制御基板の部品実装面を覆う第1ケース部と、第1ケース部に係合する第2ケース部と、第1ケース部と第2ケース部との係合関係を封止する封止部と、を含む。制御基板は、制御基板の所定の一辺近傍にコネクタを実装するとともに、所定の一辺からの距離が順に長くなるように、コネクタ、受動素子、集積回路を実装する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0007】**

1 様によれば、遊技機において、部品の確認容易性を向上する。

**【手続補正5】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0496****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0496】**

図5\_7(1)に示す遊技制御基板510は、所要数のコネクタ530a, 530bを部品実装面に備えるとともに、部品540として所要数の抵抗541, 542を所要の向きで部品実装面に備える。遊技制御基板510は、基板ボックス520に収容されて、封止部525で封止シール5252によって封止される。また、基板ボックス520は、その表面に管理番号シール5207を貼付する。管理番号シール5207は、ベースを透明素材として部品実装面を確認容易にしながら、所要の情報を表示する。たとえば、管理番号シール5207は、所要の情報として管理コード5208を表示する。たとえば、管理コード5208は、2次元コード(たとえば、QRコード(登録商標)等)を表示する。管理コード5208は、パターン中に現れるアライメントパターンを右下側に表示する表示態様によって管理コード5208の正位置を明示する。たとえば、管理コード5208は、図示下側を下に見る向きを正位置(管理コード基準)とする。

**【手続補正6】****【補正対象書類名】特許請求の範囲****【補正対象項目名】全文****【補正方法】変更****【補正の内容】****【特許請求の範囲】****【請求項1】**

集積回路とコネクタを実装する制御基板と、部品実装面を視認可能にして前記制御基板を収容する収容ケースと、を備える遊技機であって、

前記収容ケースは、

前記制御基板の部品実装面を覆う第1ケース部と、前記第1ケース部に係合する第2ケース部と、前記第1ケース部と前記第2ケース部との係合関係を封止する封止部と、を含み、

前記制御基板は、

当該制御基板の所定の一辺近傍に前記コネクタを実装するとともに、前記所定の一辺からの距離が順に長くなるように、前記コネクタ、受動素子、前記集積回路を実装する、遊技機。